

経営会議の内容

件 名	大和市学校教育基本計画（案）について
所 管 部	教育部
日時・場所	平成23年12月19日（月）14:50～15:20 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、教育研究所長
提出理由	大和市学校教育基本計画の策定に伴う市民意見公募手続き等を行うにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期計画では重点施策が多岐にわたっていたが、今回は絞ったものとなっているが。どうしてか。 （所管部） 前回は施策の方向性を全て重点施策としていたため、具体的な内容が見えづらかった。そのため、今回は、特に重要なものを絞って重点施策とし、取り組む内容を明確化した。 ・不登校児童・生徒数出現率といじめ解消率の過去の状況はどのようになっているのか。 （所管部） 不登校児童・生徒数出現率（市） 小学生（H20年度 0.46% H21年度 0.48% H22年度 0.40%） 中学生（H20年度 3.54% H21年度 3.35% H22年度 3.34%） いじめ解消率（市） 小学生（H20年度 76.4% H21年度 79.1% H22年度 97.9%） 中学生（H20年度 76.6% H21年度 96.6% H22年度 95.1%） ・不登校の未然防止の取り組みについて、全国平均を下回ることを目標としているが、変動性のある全国平均を指標とすることに問題はないのか。 （所管部） 不登校の出現率の全国平均値はほぼ一定の値となっているため、特に問題はない。 ・教育委員会の自己点検・評価報告書の公表の方法はどのようにするのか。 （所管部） 教員委員会に報告後、市のホームページに掲載する。 ・見直しの時期は実施計画期間ごとに行うのか。 （所管部） 基本的には実施計画ごとに見直しを図るが、必要に応じて年度単位で行なうことも考えている。 ・「子どもを中心に据えた学校教育」は視点と言えるのか。 （所管部） 教育基本法第13条に基づくものであるため、広い括りで位置づける必要があるので、視点としている。 ・学校教育基本計画の特徴は何か （所管部） 子どもが自ら成長する力をはぐくむことをめざし、二つの重点施策をにかけていることが特徴である。
会議結果	案のとおり、進めていく。